

全国首長九条の会ニュース

2024年3月5日 第56号

ホームページ：<https://kubicho9jo.com/>

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2・5・7 神田中央ビル 303 九条の会気付 ☎03-3221-5075
fax03-3221-5076 メール：sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp 郵便振替口座 00190-4-635731 (全国首長九条の会)

1月26日からの国会は、自民党の金権腐敗の構造が暴露・追及され、国民の怒りを反映して、2月の時事通信の世論調査では内閣支持率が16・9%と過去最低となっています。しかし岸田政権は、「任期中の改憲」に固執し、予算案の衆院通過を待って憲法審査会を動かそうという意図を断念していません。また昨年度をさらに上回る大軍拡予算案に加え、経済情報にも秘密の網をかけようという重要経済安保情報保護法案の閣議決定、「国民の安全に影響を及ぼす事態」には国が自治体に「指示」することができるという地方自治を否定する地方自治法「改定」など「戦争する国」づくりを進めようとしています。

こうした情勢を踏まえ、「九条の会」は、2月22日、総がかり行動実行委員会と共に、「憲法審査会は、今！」と題する緊急院内集会を開きました。改憲手続きの強行を許さないために、草の根からの行動が非常に重要な要素となっています。

この号では、1月1日の能登半島地震で家屋に被害があった元富山県小杉町長の土井さんと、1月に呼びかけ人になった元沖縄県金武町長の吉田さんに寄稿していただきました。

昨年11月22日元長野県栄村長の高橋彦芳さんが亡くなり、会員は121人です。

能登半島地震で

改めて知る原発の怖さ

元富山県小杉町長 土井 由三

1月1日の能登半島地震は、「過去百年間に日本で起きた活断層地震のうち最大規模のマグニチュード(M)7・6であった」(鈴木康弘・名古屋大学減災連携研究センター教授「世界」3月号)といいます。災害関連死を含め241人が死亡し、いまだに1万2000人超の人たちが避難生活を余儀なくされています。



【写真説明：原発建設予定地の高屋近くの道路です。大きな岩が土砂崩れで転がり落ちています。】

その北端の珠洲市は、死傷者が351人、避難者1359人、全半壊一部破損家屋8864棟(2月10日現在)。しかも2020年代に入

って22年6月に震度6弱、23年5月6強に続く今年です。市内で東西に全長約4キロ、幅100~200メートルの地面が最大2・2メートル隆起、土砂崩れなどがあって道路がズタズタです。

珠洲市の被害をお伝えしたのは、同市高屋・寺家地区で原発計画が北陸・中部・関西電力3社から提起されたのを、住民の粘り強い反対運動で断念させた経過があるからです。

1975年から翌76年にかけ、北陸電力など3社が100万kW10基1000万kWを共同で建設する計画を発表、市が同意し議会も同調、着々と外堀・内堀が埋められていく中、1980年4月、珠洲原発建設反対同盟が「原発を許さない県民の集い」を開催、反対運動が本格化しました。89年5月には、反対住民が市役所内に40日間座りこみ、曲折を経て2003年12月、3社はついに計画の凍結を決断、事実上の撤回となったのです。30年近くの闘いでいた。

今回の地震被害で、つくづく「原発がなくて良かった」が経験を知っている人たち共通の想いです。計画通りだったら、北陸だけでなく、日本全国が汚染されていたに違ひありません。

一方、珠洲市から直線で南西約60キロの北電・志賀原発(石川県志賀町)は、1号機

が 1993 年、2 号機が 2006 年 3 月に運転開始したものの、2011 年 2 機とも相次ぐ事故で運転を停止し、東日本大震災による福島第一原発事故もあって以降発電していません。北電は、2014 年に 2 号機の再稼働を目指し適合審査を申請、2023 年原子力規制委は「敷地内の断層は活断層ではない」とする北電の主張を妥当と判断しました。その直後の今回の地震です。原発海側の敷地の一部が沈み 35 キンの段差ができています。北電が活断層は半島北部で 90 キロとしていたのが長さ 150 キロ動いたことが明らかになっています。このため、原発の変圧器が故障するなどの被害が出ており、万一の避難道路は寸断、「屋内避難」さえ難しい状態です。

ここでも、「10 年にもわたり停止して幸いだった。10 年たつと発熱量は運転停止直後に比べ、1000 分の 1 以下に低下する」（小出裕章元京大原子炉実験所助教「北陸中日新聞」1 月 30 日付）と原発の安全性に疑問を投げかけています。

志賀原発から被害が及ぶとされる 30 キロ圏内に富山県氷見市があり、高岡と私が住む射水市が隣接しているだけに、心穏やかではないのです。

憲法との出会い

元沖縄県金武町長 吉田 勝廣



憲法という二文字、私は 1964 年にパスポートを申請して東京へ就職、これまで憲法について真剣に考えたことはない。仕事で全国の工業地帯や原子力研究所がある茨城県東海村等、最新の技術革新を目の

当たりにし、沖縄との違いにカルチャーショックを受けたことを今でも鮮明に覚えている。その際、もっといろんな事を勉強しなければいけないと思い、1965 年に会社を退職、都内の精神科病院へ補助看護師として就職した。職場では、多種多様な考え方、生き方、思想を持った人々との出会い、そして憲法問題にも触れることになる。思えば高校時代、先生方がデモ行進、祖国

復帰や平和憲法等、授業中に話をしていたのだが、私のこれまでの体験から、これらに対しあまり興味、関心を持つ事はなかった。

中学時代、私の親しかった同級生の母親を米兵がイノシシと間違え誤殺した事件があった。米兵は米軍の支配下にあるため、琉球警察の取り調べも受けず何ら拘束されることはない。私はそのような状況に怒り、ショックを受けた。私自身も、基地内で新聞販売のアルバイトをしていた時、突然米兵から首を絞められて意識を失った事がある。意識を取り戻したのは米兵と沖縄人の警備員、そして通訳の 3・4 名が見守る簡易ベッドの上であった。その米兵も拘束されることもなく、警察の事情聴取を受けることもなかった。

こうした体験の中で、子ども（沖縄）を見捨てた親（日本）の元に帰って（復帰）いいのだろうか。子ども（沖縄）はこんなに苦労しているのに何故？という考えが私を支配していた。親元に帰る（復帰）よりは、むしろ米軍と交渉を強めるためには、ハワイの様に米国の一つの州になった方が、強力ではないかと学生時代は考えていた。

そんな私が大学生活では、憲法の本を買いつきあさり、5 月 3 日の憲法に関するイベントに参加、また刑法や労働法等を学び、大手新聞社の記事をはじめ、世界（岩波書店）や朝日ジャーナル（朝日新聞社）を読み込み、憲法における問題や課題等を勉強した。そこで浮かび上がったのが、「沖縄の現状はまさに憲法条文の空文化に等しい」というものであった。そんな不条理の中に沖縄の人々が放置されていることに激しい怒りを感じた。憲法 9 条が存在するのに何故自衛隊が存在するのか、日米地位協定は何の意味があるのか、障害を抱える人や、在日外国人の人権は、労働基本権は・・と次から次へと疑問がわいてきた。そこから労働運動・沖縄返還闘争へと没頭していく。

沖縄で生活し、行政に関わるようになると、米軍関係の事件・事故が発生する度、日本に復帰した後もなお「憲法の空文化」があらわれてくる。私たちは憲法を生活の中にどう生かしていくのか、憲法の空文化をどのように阻止するか、改めて運動の再構築が必要であると考える。